

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

公募型プロポーザル募集要領 <平成30年度版>

1 目的

この要領は、東北自動車道「矢吹 IC」と磐越自動車道「小野 IC」を結ぶ延長 L=35.9km の自動車専用道路である「(主) 矢吹小野線(あぶくま高原道路)」のうち、福島県道路公社(以下「道路公社」という)が管理する「矢吹 IC」から「福島空港 IC」間 L=13.6km 区間における道路利用者の安全・安心を守るために体制を確保すること及び料金収受を目的に、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

(2) 業務内容

本業務は、あぶくま高原道路の道路管理等業務を委託するものである。

<あぶくま高原道路 道路管理等業務>

矢吹 IC～福島空港 IC L=13.6km W=7.0 (10.5) m

交通管理業務、道路維持補修業務、雪氷業務

<あぶくま高原道路 料金収受業務>

【総価契約】

①料金収受業務	矢吹料金所での料金収受 一式
②交通管理業務 (情報連絡、交通巡視)	道路延長 L=13.6km、3回／日
③道路維持業務 (道路清掃、除草、植栽管理)	道路延長 L=13.6km 域内清掃 一式 除草 一式 植栽管理 一式

【単価契約(主な工種)】

①交通管理業務 (緊急出動)	L=13.6km
②舗装補修業務	L=13.6km
③道路維持補修業務	L=13.6km
④雪氷業務	L=13.6km
⑤除雪業務	L=13.6km
⑥料金収受業務	緊急時の増員

(3) 履行期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日限り

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、過年度実績を参考として、概算額は198百万円程度(総価契約、単価契約の合計)を想定している。

3 参加資格等

プロポーザル参加申請書(以下、「申請書」という。)を提出する者は、事業協同組合(以下「協同組合」という。)または共同企業体であって、協同組合は(1)の要件を、共同企業体は(2)の要

件をすべて満たしていることとする。

(1) 協同組合

ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。

イ 組合員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 協同組合は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている 1 者以上の組合員を含むこと。

（建設業許可書の写しを参加表明書に添付すること。）

エ 組合員は、評価基準日（技術申請書の提出期限の日）に福島県建設工事等入札参加制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しないものであること。

カ 組合員は、福島県平成 29・30 年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級が B 等級以上の者であること。なお、A 等級の組合員を 1 者以上含むこと。

キ 組合員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいづれかに主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成 29・30 年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

ク 組合員の数は 3 者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の組合員が各 1 者以上含まれていること。

ケ 協同組合は過去 5 年間に国及び地方公共団体から次に示す業務の全てを受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている 1 者以上の組合員を含むこと。

①同業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務

②交通管理業務

③除雪業務

（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式－5－3）によるものとする）

コ 福島県道路公社に主任技術者を専任で常時 1 名以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

（専任で常時配置できる主任技術者の名簿は、提案書等（様式－5－1、様式－5－2）によるものとする）

サ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を 2 名以上及び作業員を 10 名以上の合計 12 名以上の要員を配置できる者であること。

（交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等（様式－5－1）によるものとする）

シ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員 2 名以上、除雪機械のオペレーター 4 名以上を配置できる者であること。

なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型免許の資格を有するものとする。

（除雪時パトロール要員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式－5－1、様式－5－2）によるものとする）

ス 料金収受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。

(料金収受員の名簿は、提案書（様式－5－1）によるものとする)

セ 組合員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹IC」「矢吹中央IC」「玉川IC」「福島空港IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、あぶくま高原道路70km/h、東北自動車道100km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。

(最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等（様式－5－4）によるものとする)

ソ 組合員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

(2) 共同企業体

ア 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている者であること。

ウ 構成員は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中でないこと。

エ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないものであること。

オ 構成員は、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。

カ 構成員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

キ 構成員の数は3者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の構成員が各1者以上含まれていること。

ク 各構成員の最低出資比率については、構成員数で均等割した数値の10分の6を下限として定めるものとする。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

ケ 協同企業体は過去5年間に国及び地方公共団体から次に示す業務の全てを受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある1者以上の構成員を含むこと。

①同業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務

②交通管理業務

③除雪業務

(実績等の確認できる資料は、提案書等（様式－5－3）によるものとする)

コ 福島県道路公社に主任技術者を専任で常時1名以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

(専任で常時配置できる主任技術者の名簿は、提案書等（様式－5－1、様式－5－2によるものとする）

サ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を2名以上、及び作業員を10名以上の合計12名以上の要員を配置できる者であること。

(交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等（様式－5－1）によるものとする)

シ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員2名以上、除雪機械のオペレーター4名以上を配置できる者であること。

なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型免許の資格を有するものとする。

(パトロール員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式－5－1、様式－5－2）によるものとする)

ス 料金収受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。

(料金収受員の名簿は、提案書（様式－5－1）によるものとする)

セ 構成員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹 IC」「矢吹中央 IC」「福島空港 IC」のいずれかの IC に概ね 30 分で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所から IC までの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道 40km/h、あぶくま高原道路 70km/h、東北自動車道 100km/h、磐越自動車道 80km/h とし算出する。

(最寄り IC までの到着時間の資料は、提案書等（様式－5－4）によるものとする)

ソ 構成員は、プロポーザルに参加する他の協同企業体の構成員又は共同組合の組合員と重複してはならない。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者 (50点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工技士 ③2級土木施工管理技士 ④2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①専任で2名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
交通管理員	配置 (5点)		以下の順位で評価する。 ①3名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
作業員	配置 (5点)		以下の順位で評価する。 ①11名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
除雪機械の	過去5年の同種業		以下の順位で評価する。

オペレータ	務の実績内容 (5点)	①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「除雪機械オペレータ主要業務実績表」)
	配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①5名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
料金収受員	過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「料金収受業務実績表」)
	経験者の配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①料金徴収業務経験者を3名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
地域における管理精通用度 (20点)	受注管理業務実績	以下の順位で評価する。 ①県南建設事務所及び石川土木事務所管内で同種業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国及び地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-3「受注管理業務実績」)
連携・連絡体制に対する提案 (20点)	「平常時」「緊急時」の共同企業体・協同組合の役割分担・連携・連絡体制（指揮系統の明確化等）が的確となっているか	複数の管内の企業が維持管理に携わることとなるため、役割分担・連携・連絡体制が確立されるような提案に対して優位に評価する。 (様式-4-1「提案書－連携・連絡体制に対する提案」)
自動車専用道路の維持管理全般に対する提案 (50点)	安全性・的確 (20点)	<安全性・的確性> 24時間体制の自動車専用道路における維持管理の安全性・的確性が確保されている提案に対して優位に評価する。 (様式-4-2「提案書－自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)
	創意工夫 (30点)	<創意工夫> 維持管理において創意工夫（コスト縮減・安全性の向上）が図られるような提案に対して優位に評価する。 ・パトロールや点検結果の整理 ・現場に適した補修工法提案 ・日常業務の中での軽微な補修

		<ul style="list-style-type: none"> ・その他有効なコスト縮減策 ・有効な安全性向上策 <p>(様式-4-2 「提案書－自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)</p>
緊急時の対応に関する提案 (20点)	緊急時における初動態勢の確保が的確となっているか	<p>緊急時の通行規制やインターチェンジ閉鎖などの対応が迅速に行えるような提案に対して優位に評価する。</p> <p>(様式-4-3 「提案書－緊急時対応に対する提案」)</p>
料金収受に関する提案 (20点)	お客様への対応が的確となっているか	<p>料金収受時お客様に不快感を与えないような対応方法やクレームに対する対応方法についての提案に対して優位に評価する。</p> <p>(様式-4-4 「提案書－料金収受に対する提案」)</p>
合計 180点		

5 手続き等

(1) 担当部局等(事務局)

福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地

福島県道路公社 事務局総務グループ

電話番号 0248-41-2171

ファクシミリ 0248-41-2174

電子メール soumu@dorokosha-fukushima.or.jp

(2) 手続き開始の公告等

プロポーザルの手続開始については、福島県道路公社ホームページ(<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>)により公告する。

(3) 募集要領等の配付

①配付方法

応募に必要な書類は、福島県道路公社ホームページ(<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>)に掲載すると共に、5の(1)の場所において配布する。

②配布期間

平成30年2月15日(木)から平成30年2月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時までとする。

(4) 業務内容の閲覧

①閲覧場所

5の(1)の場所において、参考業務規模の設計図書を閲覧に供する。

②閲覧期間

平成30年2月15日(水)から平成30年2月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時までとする。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式-1)の受領期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式-1)を用い、平成30年2月21日(水)17時00分までに、上記5の(1)に持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。郵送

による場合は受領期限内に必着としてください。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

平成30年2月26日(月)までに、質問回答書(様式-2)を福島県道路公社ホームページ(<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>)に掲載するとともに、同日以降、上記5の(1)の場所において配布します。

7 提出書・提案書等について

(1) 提出書(協同組合・共同企業体共通:様式-3-1、協同組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式-3-2・様式-3-3)の受領期限並びに提出場所及び提出方法

平成30年2月28日(水)17時00分までに、上記5の(1)に1部持参してください。

(2) 提案書等(様式-4-1、4-2、4-3、4-4、5-1、5-2、5-3、5-4)の受領期限並びに提出場所及び提出方法

平成30年2月28日(水)17時00分までに、上記5の(1)に1部持参してください。

①提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとしてください。

②上記の受領期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めません。

(3) 提案書等の作成について

①提案書等は、別添の様式(様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3、様式-4-4)に基づき作成する。

ア 片面使用、横書きとする。

イ 様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3、様式-4-4には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下(計8枚以下)にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「連携・連絡体制に対する提案」「自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」「緊急時の対応に関する提案」「料金収受に関する提案」について提案すること。

②業務実施体制(様式-5-1)、主要業務実績表(様式-5-2、様式-5-3)の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、主任技術者、除雪機械のオペレータ、料金収受員の資格・経歴等を記載するものとする。

イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。

ウ 同種又は類似の業務実績は、提案要請の日から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書等)を添付すること。

8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

(1) プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1名及び次点者1名を選定する。

(2) 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。

(3) 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。

(4) この手続きに参加した者(協同組合等)が、9(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者(協同組合等)とは契約の締結は行わない。

なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

(5) 単独随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づき、見積合せによるものとし次のとおり行うものとする。

①見積合せの日時 平成30年3月19日(月)午前10時00分

②見積合せの場所 福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地

福島県道路公社 会議室

9 失格条項等

- 次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。
- (1) 申請書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (2) 申請書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
 - (3) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (4) 申請書が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (5) 申請書が虚偽の内容が記載されているもの。
 - (6) 審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

①質問書	様式-1
②質問回答書	様式-2
③プロポーザル送付書（参加表明書）	様式-3-1
④共同企業体	様式-3-2、様式-3-3
⑤提案書	様式-4-1～4
⑥業務実施体制	様式-5-1
⑦主任技術者、除雪機械オペレーター業務実績表	様式-5-2
⑧受注管理業務実績	様式-5-3
⑨最寄ICまでの到着時間	様式-5-4
⑩プロポーザル審査結果通知書	様式-6-1（業務委託候補者用）
⑪プロポーザル審査結果通知書	様式-6-2（次点者用）
⑫プロポーザル審査結果通知書	様式-6-3（非選定者用）
⑬公募型プロポーザル方式審査結果	様式-7

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) から取得することができます

11 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ず
に第三者に開示することはない。
- (2) 提出された申請書は返却しない。
- (3) 申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものと
する。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者につい
ては、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかつた
理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審
査委員）の配点は非公開とする。
- (6) プロポーザルに係る見積合せは、平成30年2月福島県議会定例会において本事業に係る予
算が議決されない場合は行わない。

(様式-1)

質問書

平成 年 月 日

福島県道路公社理事長 宛

住 所 _____

質問書提出者 _____

質問に対する責任者名 _____

電話番号 _____

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託について、次の事項を質問します。

質問事項	質問内容

(様式-2)

福道公総第 号
平成 年 月 日

質問回答書

質問書提出者 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託の質問事項について、次のとおり回答します。

質問事項	回答

(事務担当：事務局総務グループ 電話0248-41-2171)

(様式－3－1)

整理番号
※

※本欄は記入しないでください。

プロポーザル送付書
(参加表明書)

業務名 あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

標記業務についてプロポーザル提案書を提出します。

※ 建設業許可書（写）、法人登記簿等（写）を添付すること。

平成 年 月 日

福島県道路公社理事長 宛

(提出者) 住 所

電話番号

(ふりがな)
事務所名

(ふりがな)
代表者名

印

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

契約担当者 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

福島県道路公社が発注する次の業務委託に参加したく、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託共同企業体取扱要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同第11条に規定する存続期間が終了するまでの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

業務名称：

委任事項

- 1 業務委託の遂行に関し、当企業体を代表して福島県道路公社と折衝する権限
- 2 業務委託の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務委託代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務委託の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(様式－3－3)

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託（以下「業務」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を（所在地）に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、（年月日）に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（所在地）（商号）（代表者氏名）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福島県道路公社と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、福島県道路公社と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所 在 地) (商 号) (代 表 者 氏 名) (構成割合 %)

(所 在 地) (商 号) (代 表 者 氏 名) (構成割合 %)

(所 在 地) (商 号) (代 表 者 氏 名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、（金融機関名）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成

員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福島県道路公社及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して業務を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所 在 地) (商 号) (代 表 者 氏 名)、他〇名は、上記のとおりあぶくま高原道路 道路管理等業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（構成員数+1）通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、入札参加資格審査申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

提案書－連携・連絡体制に対する提案

※注意事項： 提案は、役割分担、連携・連絡体制(指揮系統の明確化等)が的確で実現性のある提案をすること。
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右
側に1cm以上を確保すること。

提案書(様式－4－1)はA4版2枚以下とすること。

提案書－自動車専用道路の維持管理全般に対する提案

※注意事項： 提案は、維持管理における「安全性・的確性」「創意工夫」について提案をすること。
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。
提案書(様式－4－2)はA4版2枚以下とすること。

提案書－緊急時の対応に関する提案

※注意事項： 提案は、事故や災害時などの緊急時の対応について提案をすること。
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。
提案書(様式－4－3)はA4版2枚以下とすること。

提案書－料金収受に関する提案

※注意事項： 提案は、お客様への対応方法や収受金管理簿の整理方法に関して提案すること。
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。
提案書(様式－4－3)はA4版2枚以下とすること。

業務実施体制

No.		ふりがな 予定技術者氏名	所属・役職名	年齢	居住地
1	主任技術者				
2					
1	交通管理員 (担当者)				
2					
3					
4					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
1	除雪時 パトロール要員				
2					
3					
4					
1	除雪機械オペレータ				
2					
3					
4					
5					
6					
1	料金収受員				
2					
3					
4					

(記載上の留意事項)

- (1)当該業務に従事させる技術者、労務者を全員記載すること。協同組合・共同企業体にあっては、所属社名も記入のこと。
(2)居住地は字名までとし、地番等を記載する必要はない。

主任技術者主要業務実績表

1 担当主任技術者の資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※1級土木施工管理、1級建設機械施工技士、2級土木施工管理、2級建設機械施工技士 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項： 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

除雪機械オペレータ主要業務実績表

1 除雪機械オペレータの資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※大型自動車免許、大型特殊自動車免許 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項： 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

料金收受員主要業務実績表

1 料金收受員経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		

※注意事項： 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

管理業務受注実績

国及び地方公共団体のいづれかを対象とする業務について従事したもの5件以内(過去5年間のうち)

業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	実施管内	業務内容・技術的特徴

※注意事項：契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書等)を添付すること。

あぶくま高原道路 緊急時の最寄ICまでの到着時間

参加 方式	会社名	所在 地	経 路	一般道						高速道路						所在地～最寄ICまで 時間(分)	摘要		
				時間(分) 平均速度 40km/h		時間(分) 平均速度 100km/h		時間(分) 平均速度 80km/h		時間(分) 平均速度 70km/h		時間(分) 平均速度 80km/h		時間(分) 平均速度 70km/h					
				延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)				
【記載例】	B建設	○○郡○○町○○地内	県道〇〇～あぶくま高原道路 (石川母畑IC)～(福島空港IC)	10	15	0	0.0	0	0.0	3.5	3.0	13.5	18.0	B・C社の緊急出動で対応					
	C建設	△△市△△地内	国道4号～あぶくま高原道路(矢吹IC)	14	21	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	21.0						
	D建設	△△郡△△村△△地内	国道288号～磐越道(船引三春IC)～あぶくま高原道路(小野IC)～(福島空港IC)	4	6	0	0.0	20.5	15.4	22.3	19.1	46.8	40.5						

※走行速度は、一般道は40km/h、あぶくま高原道路は70km/h、東北道は100km/h、磐越道(は80km/h)で算出するものとする。
協同組合、共同企業体は、各組合員・各構成員の会社所在地～最寄IC到達までの時間を記入する。

(様式－6－1)

福道公總第 号
平成 年 月 日

(業務委託候補者名) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの
審査結果について(通知)

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者を業
務委託候補者として選定しましたのでお知らせします。

(事務担当:事務局総務グループ 電話0248-41-2174)

(様式－6－2)

福道公總第 号
平成 年 月 日

(次点者名) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの
審査結果について（通知）

のことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は次
点となりましたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしてい
ただき、心より感謝申し上げます。

(事務担当：事務局総務グループ 電話0248-41-2171)

(様式－6－3)

福道公總第 号
平成 年 月 日

(非選定者名) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの
審査結果について（通知）

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は委
託候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしてい
ただき、心より感謝申し上げます。

(事務担当：事務局総務グループ 電話0248-411-2171)

模式7

公募型プロポーザル方式審査結果

長寧縣道公理事會行權者

委託業務番号	委第1号	委託業務名	あぶくま高原道路 道路管理等業務委託	工 期	H30.4.1～H31.3.31
路線河川地区名	あぶくま高原道路	委託業務箇所	西白河郡矢吹町下宮崎地内外	委託業務の概要	道路管理等(料金収受、交通管理、道路補修、雪氷対策)1式

開催年月日	プロポーザル審査委員会	技術提案の評価	委託者決定
		平成 年 月 日	平成 年 月 日